

受付印

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度の 道府県民税
事業税
特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税
特別法人

〔別紙二十四〕

		事業年度		・ ・		法人名														
前事業年度の事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細										
摘 要			課 税 標 準			税率 (100)		税 額			(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額			②6			兆 十億 百万 千 円			
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業																				
所得割	所得金額総額	③7	兆 十億 百万 千 円								法人税割額			②7						
	所得金額	③8						兆 十億 百万 千 円			道府県民税の特定寄附金税額控除額			②8						
付加価値割	付加価値額総額	③9									税額控除超過額相当額の加算額			②9						
	付加価値額	④0						兆 十億 百万 千 円			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			③0						
資本割	資本金等の額総額	④1									外国の法人税等の額の控除額			③1						
	資本金等の額	④2						兆 十億 百万 千 円			仮装経理に基づく法人税割額の控除額			③2						
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										租税条約の実施に係る法人税割額の控除額										
収入割	収入金額総額	④3	兆 十億 百万 千 円								納付すべき法人税割額			③4						
	収入金額	④4						兆 十億 百万 千 円			②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3 ③4のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額			③5						
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業										差 引 法 人 税 割 額 ③4-②9-③5										
所得割	所得金額総額	④5	兆 十億 百万 千 円								前事業年度の特別法人事業税額の明細									
	所得金額	④6						兆 十億 百万 千 円			法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額			⑦6	兆 十億 百万 千 円 0.0					
付加価値割	付加価値額総額	④7									同上に対する特別法人事業税額 (⑦6× / 100)			⑦7						
	付加価値額	④8						兆 十億 百万 千 円			法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額			⑦8	0.0					
資本割	資本金等の額総額	④9									同上に対する特別法人事業税額 (⑦8× / 100)			⑦9						
	資本金等の額	⑤0						兆 十億 百万 千 円			法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額			⑧0	0.0					
収入割	収入金額総額	⑤1									同上に対する特別法人事業税額 (⑧0× / 100)			⑧1						
	収入金額	⑤2						兆 十億 百万 千 円			法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額			⑧2	0.0					
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業										同上に対する特別法人事業税額 (⑧2× / 100)										
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆 十億 百万 千 円								合計特別法人事業税額 (⑦7+⑦9+⑧1+⑧3)			⑧4						
	付加価値額	⑤4						兆 十億 百万 千 円			仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			⑧5						
資本割	資本金等の額総額	⑤5									租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額			⑧6						
	資本金等の額	⑤6						兆 十億 百万 千 円			納付すべき特別法人事業税額 ⑧4-⑧5-⑧6			⑧7						
収入割	収入金額総額	⑤7																		
	収入金額	⑤8						兆 十億 百万 千 円												
合計事業税額 ③8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8						⑤9														
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額						⑥0														
事業税の特定寄附金税額控除額						⑥1														
仮装経理に基づく事業税額の控除額						⑥2														
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						⑥3														
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2-⑥3						⑥4														
⑥4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																			
	所得割	⑥5	兆 十億 百万 千 円			付加価値割	⑥6	兆 十億 百万 千 円												
	資本割	⑥7				収入割	⑥8													
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	⑥9	兆 十億 百万 千 円			付加価値割	⑦0	兆 十億 百万 千 円												
	資本割	⑦1				収入割	⑦2													
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る 事 業																			
							付加価値割	⑦3	兆 十億 百万 千 円											
資本割	⑦4	兆 十億 百万 千 円			収入割	⑦5														